

国土強靱化の強力な推進に必要な予算の確保を求める意見書

本県における今年7月の豪雨では、県内各地において河川の氾濫や内水氾濫、道路の通行止め、家屋浸水等の甚大な被害が発生した。これまでの治水対策により一定の整備効果はあったものの、未整備区間での被害発生などにより、県民生活や経済活動に深刻な打撃を受けたところである。近年は、気候変動の影響によりさらに自然災害が激甚化・頻発化しており、こうした自然災害から県民の生命と財産を守るため、ハード・ソフト両面からの防災・減災対策やインフラの老朽化対策などを推進し、県土の強靱化を図ることが急務となっている。

国の今年度当初予算は、昨年度当初予算と同等規模の公共事業関係費を確保したものの、いまだピーク時の6割程度となっている。このため、本県の地域経済や安全・安心を支える建設企業は、中長期的な建設投資の展望を見通せず、担い手の確保・育成も十分にできないことなどから、迅速な災害対応や除排雪作業、社会資本の整備・維持管理を将来にわたり担っていくことが困難となってきた。

また、令和2年12月11日に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定され、令和7年度までの5か年で、重点的・集中的に国土強靱化の取組を進めていくこととされており、その効果が徐々に現れているが、未整備箇所が多くあることから、今後はさらに、高規格道路ネットワークの形成や流域治水などの国土強靱化対策に注力し、地方の安全・安心を確保することで、分散型の国土を形成する必要がある。

よって、国においては、令和6年度以降の予算編成に当たり、地方が国土強靱化に必要な事業を計画的に進められるよう、次の措置を講じることを強く要望する。

- 1 災害に強い国土づくりや社会資本の適切な整備、予防保全型の老朽化対策を計画的に進めるため、当初予算における公共事業関係費を拡大し、持続的に確保すること。
- 2 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について、必要な予算・財源を確保するとともに、改正国土強靱化基本法を踏まえ、次期計画について現計画以上の規模で予算・財源を確保するなど、今後の国土強靱化に向けた対策について強力かつ継続的に進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年10月5日

秋田県議会議長 北 林 丈 正

衆議院議長	細田博之	様
参議院議長	尾辻秀久	様
内閣総理大臣	岸田文雄	様
財務大臣	鈴木俊一	様
国土交通大臣	齊藤鉄夫	様
国土強靱化担当大臣	松村祥史	様